

2025年3月19日

株 主 各 位

会社名：株式会社アクアライン
代表者の役職・氏名 代表取締役社長：大垣内 剛
(コード番号：6173 東証グロース)
問合せ先：取締役副社長 経営企画部長 加藤 伸克
(TEL. 03-6758-5588)

臨時株主総会招集ご通知の一部訂正に関するお知らせ

2025年3月6日公開「臨時株主総会招集ご通知」の記載について、校了後に生じた事情により、一部に訂正すべき事項がございました。

謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正いたしますので何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。なお、本訂正は、第三者割当による新株式及び第1回新株予約権の発行についての新たな決定事項ではございません。

記

訂正箇所には、下線を付しております。

第2号議案：第三者割当による募集株式発行の件

1. 本第三者割当増資の概要

【訂正前】

特に新株の売却制限に関する記載なし

【訂正後】

割当予定先である大垣内剛氏とは、株式会社東京証券取引所による特別注意銘柄への指定が解除されるまで、本新株式を、売却、譲渡、その他の方法で第三者に移転してはならない旨の契約書を締結予定です。

(3) 特に有利な払込金額で大規模な募集株式の発行をすることが合理的であるとする根拠

① 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

【訂正前】

第三者評価機関である公認会計士榎本尚彦事務所の評価額である 185 円～210円のレンジに該当する 200 円に決定いたしました。

【訂正後】

第三者評価機関である公認会計士榎本尚彦事務所の評価額である 185 円～216円のレンジに該当する 200 円に決定いたしました。

3. 割当予定先の概要等

(2) 割当予定先の選定理由

【訂正前】

大垣内剛は、当社の代表取締役社長であり、他の割当予定者に相談するに際し、自らも増資に参加し、代表取締役社長として当社が必要とする資金調達に際し尽力すべきと考えたこと、さらには、当社の業績目標と業績が反映する株価に関心を持ち、自身が能動的に当社の企業価値の向上に寄与する意識を持つ環境を整えることは重要と考えた結果、本新株式及び本新株予約権を引き受けたいとの申し入れがありました。当社としましては、当社の代表取締役社長として既存株主と株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクを共有することで中長期的な業績向上への寄与が期待できることから、2025年1月中旬に割当予定先として選定いたしました。

【訂正後】

大垣内剛は、当社の代表取締役社長であり、他の割当予定者に相談するに際し、自らも増資に参加し、代表取締役社長として当社が必要とする資金調達に際し尽力すべきと考えたこと、さらには、当社の業績目標と業績が反映する株価に関心を持ち、自身が能動的に当社の企業価値の向上に寄与する意識を持つ環境を整えることは重要と考えた結果、本新株式及び本新株予約権を引き受けたいとの申し入れがありました。同氏は、一連の不適切な会計処理への関与が認められた取締役です。当社は、本年5月開催予定の定時株主総会において、組織体制の改革のため、取締役構成の変更を付議する予定であり、新取締役構成については現在検討中です。本資金調達の他の割当予定先が、「大垣内氏が、貸付金としたままで（弁済期日を延長したとしても）弁済を受けるのではなく、他の割当予定先と同じく、元本回収が出来ない可能性のある株式の保有とすべき」との考えを持っておられることから、DESにより新株式を引き受けたいと申し入れがありました。その上で、価格については、「同じタイミングでDESを実施するのであれば、一物一価で同じ価格が妥当」と他の割当予定先が考えておられるため、他の割当予定先と同条件となっております。当社としましては、他の割当予定者の意向を尊重し、2025年1月中旬に割当予定先として選定いたしました。当社は現在、一連の不適切な会計処理の発覚、また東京証券取引所から特別注意銘柄の指定を受け、ガバナンス・内部管理体制の整備と強化を図るべく、外部のコンサルティング会社の支援も受けながら改善計画を策定し、内部管理体制の再構築に取り組んでいく予定です。

4. 本資金調達により調達した資金の使途

② 運転資金の確保

【訂正前】

当社が取引先への支払いに関して支払い猶予を頂き未払金となっている金額、借入金の支払利息、および課徴金等の想定される一過性の費用の見込み残高が 250,000,000円 となっており、調達資金をこの未払金の支払に充当いたします。また、売上代金の資金回収と、広告宣伝コスト、人件費、家賃等の資金支出のタイミングの差による運転資金として 112,730,000円 を検討しております。

【訂正後】

当社が取引先への支払いに関して支払い猶予を頂き未払金となっている金額、借入金の支払利息、および課徴金等の想定される一過性の費用の見込み残高が 242,060,000 円 となっており、調達資金をこの未払金の支払に充当いたします。また、売上代金の資金回収と、広告宣伝コスト、人件費、家賃等の資金支出のタイミングの差による運転資金として 120,670,000 円 を検討しております。

第 3 号議案：第三者割当による新株予約権発行の件

前文

【訂正前】

本議案は、本資金調達のうち本新株予約権の発行について、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条の規定に従い、下記の第三者割当てによる第 1 回新株予約権の発行の必要性及び相当性について、株主の皆様の意思確認をさせていただき手続として、より広範な株主の意思を踏まえて発行を決定するために、本臨時株主総会において特別決議による承認をお願いするものであります。

【訂正後】

本議案は、本資金調達のうち本新株予約権の発行について、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条の規定に従い、また、本新株予約権の発行価額は有利発行に該当することから会社法 238 条に基づき、下記の第三者割当てによる第 1 回新株予約権の発行の必要性及び相当性について、株主の皆様の意思確認をさせていただき手続として、より広範な株主の意思を踏まえて発行を決定するために、本臨時株主総会において特別決議による承認をお願いするものであります。

1. 本新株予約権の内容等

【訂正前】

新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
-------------	--------------------

【訂正後】

新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。 <u>加藤伸克氏、楯広長氏、田中克明氏、工藤正尚氏については、当社の役職員であることを新株予約権の行使の条件とし、当社の役職員でなくなった場合には行使できないものとする。</u>
-------------	---

【訂正前】

特に取得株式の売却制限に関する記載なし

【訂正後】

割当予定先である加藤伸克氏、楯広長氏、田中克明氏、工藤正尚氏とは、株式会社東京証券取引所による特別注意銘柄への指定が解除されるまで、本新株予約権を行使して取得した株式を、売却、譲渡、その他の方法で第三者に移転してはならない旨の契約書を締結予定です。

2. 募集の目的及び理由

(2) 割当予定先の概要等

② 割当予定先の選定理由

【訂正前】

加藤伸克は、当社の取締役副社長経営企画部長であり、当社の業績目標と業績が反映する株価に関心を持ち、自身が能動的に当社の企業価値の向上に寄与する意識を持つ環境を整えることは重要と考えた結果、本新株予約権を引き受けたいとの申し入れが当社代表取締役である大垣内剛にありました。当社としましては、当社の代表取締役副社長経営企画部長として既存株主と株価上昇によるメリットを共有することで中長期的な業績向上への寄与が期待できることから、2025年1月中旬に割当予定先として選定いたしました。

【訂正後】

加藤伸克は、当社の取締役副社長経営企画部長であり、当社の業績目標と業績が反映する株価に関心を持ち、自身が能動的に当社の企業価値の向上に寄与する意識を持つ環境を整えることは重要と考えた結果、本新株予約権を引き受けたいとの申し入れが当社代表取締役である大垣内剛にありました。同氏は、一連の不適切な会計処理への関与が認められた取締役です。同氏が引き続き当社の役職員であり続ける場合には、水まわりサービス支援事業に携わることで、既存株主と株価上昇によるメリットを共有することで中長期的な業績向上への寄与が期待できる一方で、本新株予約権は当社の役職員でなくなった場合には行使が出来ないことも鑑み、2025年1月中旬に割当予定先として選定いたしました。当社は現在、一連の不適切な会計処理の発覚、また東京証券取引所から特別注意銘柄の指定を受け、ガバナンス・内部管理体制の整備と強化を図るべく、外部のコンサルティング会社の支援も受けながら改善計画を策定し、内部管理体制の再構築に取り組んでいく予定です。

3. 発行価額及び行使価額の算定根拠及び合理性に関する考え方

【訂正前】

なお、当社グループは、本新株予約権の発行価額は、公認会計士榎本尚彦事務所の算定した評価と同額であり、割当予定先に特に有利な金額には該当しないと判断しております。

行使価額は1株当たり200円とするとの決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先の寒川登代志氏、ITJ株式会社と協議した上で総合的に判断いたしました。

【訂正後】

(削除)

行使価額は1株当たり200円とするとの決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先の寒川登代志氏、ITJ株式会社と協議した上で総合的に判断いたしました。なお、本新株予約権の発行価額は有利発行に該当することから、本臨時株主総会において特別決議による承認をお願いするものであります。

以上